

障害児保育の巡回相談における専門性の歴史的検討（その2）

——ICIDH との関連から（1980～90年代）——

三 山 岳

1. 問題と目的

巡回相談は、発達と障害に関する知識を持つ相談員が幼稚園や保育所等の保育現場に赴き、子どもの様子を実際に見たうえで、発達支援と保育支援を目的として、保育者とともに障害児や“気になる子”を含めた保育について考える相談活動である。巡回相談そのものは、国による障害児保育の制度化（1974年）に先駆け、保育を希望する障害者全員を保育所や幼稚園に受け入れた滋賀県大津市が1973年に実施したものがモデルとなって、各地の自治体の制度として根付いていったと考えられている（三山, 2013）。障害児保育が広く実施されるようになった現在、多くの自治体でこの巡回相談の制度が取り入れられている。

一方で、近年では、個別の支援ニーズや特別支援の概念が一般化したことで、発達障害やいわゆる“気になる子”の存在が巡回相談で扱われることが多くなっている。また、保育所や幼稚園の役割が多様化し、保護者に対する対応への助言も求められることも珍しいことではない。丸山(2006)はこのような状況を捉えて、障害児保育を支援する相談員は「心理学」の知識のみならず、「教育学」「保育学」「育児学」などの知識を増やし、その専門性を高める必要があることを指摘した。しかし巡回相談の制度は、その自治体にある福祉・教育的資源や相談員の専門性が地域の事情に応じて異なるため多種多様に存在し、全国的に見て制度としての共通項を持たないまま、現在に至っている（三山, 2014）。このため時代の変化に伴い、巡回相談の役割や重要性、専門性が高まっている

にも関わらず、巡回相談の実践の蓄積はあるものの、そこに求められる意義についての共通理解が十分に形成されていないのが実情である。

本論文は、障害児保育と巡回相談の歴史を踏まえながら、障害児保育との関係のなかで巡回相談がどのような課題に直面し、どのような歴史的・社会的背景を反映していたのかを明らかにすることで、現在の巡回相談に求められる意義について捉え直すことを目的としている。前稿では同じ目的から、巡回相談が各自治体で制度化された1960年代から70年代にかけての状況を分析し、田中昌人らが展開した発達保障論や階層一段階理論が巡回相談の発展に大きく影響していたこと、また、それらの理論に基づいて子どもの発達を保障するために、発達の状況を客観的に捉えるツールとして発達検査を用いることに必然性があったことなどを明らかにした（三山, 2014）。

本稿では引き続き、障害児保育の開始に伴う現場の不安と混乱が一段落した80年代から90年代までの時期を中心に分析し、1980年前後に始まった世界的な障害観の変化が巡回相談にどのような影響を及ぼしたのか、また、障害児保育の質が充実するにつれて、巡回相談に求められた役割がどのようなものであったのかを明らかにしたい。

2. 国連主導による新たな障害観の世界的形成

1980年代は「国連障害者年」（1981）で始まり、その後1983年から1992年まで「国連障害者の10年」が続いて、世界的に障害児・者への人権

認識が広まった時期だった。

日本で障害児保育が制度化された1年後(1975年)、国連は「障害者の権利に関する宣言(Declaration on the Rights of Disabled Persons)」を採択した(A/RES/3447(XXX))。これは1971年の「精神薄弱者の権利に関する宣言」(A/RES/2856(XXVI))に続くものであり、障害者に対する人権を促進、保護する国際的な動向を生み出すものだった。その第一項において「障害者」は「先天的か否かにかかわらず、身体的ないし精神的な能力における損傷(deficiency)の結果として、通常の個人的生活と社会的生活の両方かもしくは一方の必要を満たすことが、自分自身で完全にまたは部分的にできない者」を意味すると定義された(国際教育法研究会, 1987)。この定義は、障害によって生じる能力の困難について、その責任の所在を個人に期していた従来の障害観から、障害者の能力の困難は実際の生活のなかで問題になるという見方を確立させた点で画期的だった(田中, 1999)。

1976年になると国連は1981年を国際障害者年(The International Year of Disabled Persons)とすることを決議し(A/RES/31/123)、1979年にはそのテーマを「完全参加と平等(full participation and equality)」にすることを最終決定した(A/RES/34/154)。ここに障害者はさまざまな社会生活に全面的に参加して、健常者と同様の生活条件を享受するとともに、その条件が向上する時の成果を等しく受ける権利を持つ、という認識が国際的に示されたのである。

このような認識の背景には、障害関連施設の改革を求めた親の会の要求から生まれたデンマークの1959年法に端を発し、主に1970年代にBank-Mikkelsen, N. E. や Nirje, B., Wolfenberger, W. らによってその原理の理念化が行われたノーマライゼーションの概念が存在していた(中園, 1981)。Bank-Mikkelsen(1978)によれば、「ノーマライゼーションは、精神遅滞者をいわゆるノーマルな人にするを目的としているのではない。(中略)ノーマライゼーションは精神者をその障害とともに

(障害があっても)受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供することである。すなわち最大限に発達できるようにするという目的のために、障害者個人のニーズに合わせた処遇・教育・訓練を含めて、他の市民に与えられているのと同じ条件を彼らに提供することを意味している」(傍点は筆者による)とされ、社会参加と平等を訴えるものであり、国際障害者年のテーマ設定に強い影響を与えた。

さらに国連は国際障害者年の実施に際しての「行動計画」を1979年に採択している(第34回国連総会に対する事務総長報告書A/34/158/Add.1)。本稿にとって重要なのはその第62項において、「国際障害者年は、個人の特質(quality)である「機能障害」(impairment)と、そのために生じる機能面の制限である「能力障害」(disability)、そして能力障害の社会的結果である「社会的不利」(handicap)には区別があるという事実の認識を促進すべきである」として、3つのレベルで障害を捉えるべきという勧告を初めて示したことである。この行動計画の勧告を受けて、国連の専門機関であるWHOはこの障害観を整理し、試案として1980年に「国際障害分類(International Classification of Impairments, Disabilities, and Handicaps)」(以下ICIDHと略)を発表したのだった。

WHOの障害の定義そのものは国際障害者年行動計画が勧告した方向性の延長上にある。「機能障害」は「心理的・生理的または解剖的な構造または機能のなんらかの喪失または異常」、「能力障害」は「人間として正常と見なされる方法や範囲で活動していく能力の、(機能障害に起因する)何らかの制限や欠如」、「社会的不利」は「機能障害や能力障害の結果として、その個人に生じた不利益(disadvantage)であって、その個人にとって(年齢、性別、社会文化的因子からみて)正常な役割を果たすことが制限されたり妨げられたりすること」と定義された(訳は佐藤, 1992を参照)。ICIDHが国際障害者年行動計画より発展的であったのは、図式化が可能な「3層構造」として構造



図1 ICDHによる障害の3層構造（WHO, 1980, p. 30 から転載）

化した点にあった（図1）。

佐藤（1992）はこの3層構造の流れを次のように分かりやすく説明している（pp. 50-51）。まず、ある病因が身体の構造や機能に変化をおこすことで症状がでるという「疾病・変調」は個人の中での「内的状態（intrinsic situation）」に過ぎない。しかし、この生物学的・医学的な異常はやがて本人や他者に気づかれ、“表面化・顕在化（exteriorized）”する。これが「機能障害」である。この機能障害の影響が、さまざまな活動を遂行する能力を制約するというかたちで、実際の生活の中に「客観化（objectified）」、すなわちあらわれたものが「能力障害」である。さらにこの機能障害や能力障害が“社会化（socialized）”すると、通常の社会的役割や期待に応えることができないという「社会的不利」が発生する。

このように、日本における障害児保育の黎明期・発展期だった70年代・80年代は、世界的に見れば、障害観が大きく変化した時期だった。ただ、日本の障害児保育は1960年代の障害者運動や発達保障運動、乳幼児健診事業の普及が原動力となって制度化されたと言われている（荒木・宮嶋・荒木, 1988）。その日本において、この新しい障害観は障害児保育の制度化後にどのように受け止められ、影響したのだろうか。世界的な障害観の変化ゆえに、日本の障害児に対する支援の考え方に大きく影響を及ぼしたはずである。この時期の巡回相談の特徴を捉える前に、日本におけるICIDHの受容を、障害児保育の文脈から捉える必要がある。

3. 障害児保育におけるICIDHの受容

厚生省は国際障害者年にあたる昭和56年の厚

生白書に、「国際障害者年に当たって」とする序章を設けた（厚生省, 1981）。そしてその第3節（「障害者福祉の理念」）において、WHOが示した障害の概念やリハビリテーションの理念、ノーマライゼーションの思想の3点を紹介した。WHOがICIDHを発表したのが前年であることや、その背景となるノーマライゼーションの用語が日本で見られるようになったのが1970年代後半であったことを考えると（中園, 1981）、日本ではそれらの理念の登場から非常に短期間で、その理念の推進が国の立場から図られるようになったと言える。

これに関して、内閣府による平成27年度の障害者白書では、政府が1980年（昭和55年）に国際障害者年の関連施策推進のため、「国際障害者年推進本部」を総理府に設置したことで、障害者施策の総合的推進が一層大きく進み、障害者理解の促進や各種の障害者団体・障害者関連団体がひとつにまとまって活動する機会になった、と総括している（内閣府, 2015, pp. 22-23）。その意味では、国連による国際障害者年の制定や、それに関連したWHOによるICIDHの発表は、それ以後の障害観の基調となって、世界的な流れをつくり、日本にも強く影響したと言える。

では、保育の領域ではどのように受け止められたのだろうか。国際障害者年の「子ども白書」や「保育白書」では、障害児の現状や保育の実践、総合的な対策などを取り上げている（日本子どもを守る会, 1981; 全国保育団体連絡会・保育研究所, 1981）。しかし、ICIDHの障害観を踏まえて論じるというより、国際障害者年のテーマに沿って保育政策や保育運動に絡めて論じられる側面が強く、まだ制度や体制が十分に整っていない70年代の障害児保育で見られた課題への問題意識が

大きかった。

その一方で、田辺 (1981) は国際障害者年と障害児保育研究の関連を述べる中で、「障害」の概念規定とその明確化、そして社会のあり方と障害観について言及している。田辺は国際障害者年の行動計画で示された3つのレベルに言及し、社会の改善によって障害それ自体が障害でなくなることの可能性や、生活のさしさを可能な限り少なくする努力を社会や教育がすべきであるという見解を述べている。その意味で、生活にあらわれる能力障害に対して保育での支援が可能であることを示唆したものの、社会的不利は比較的マクロなレベルの社会を想定しているようで、保育での可能性には触れなかった。これは田辺が治療教育の立場から障害児保育を捉えていたことと関係しているだろう (三山, 2014 を参照)。

また、田辺は日本語ではすべてが「障害」というひとつの用語に代表されているため、一般の人が「障害」にかかわる問題を正しく理解する妨げになっている、とも指摘した。しかしこれは、新たな「障害」の概念に対する田辺の理解が現在からみれば発展途中であったように、この80年代初頭の時点で ICIDH の理解が一般的に保育現場に広まっていたとは考えられず、「行動計画」や ICIDH で示された理念がやや先走っていた感が否めない。

谷口 (1981) は障害児保育の今後の展望と課題について論じ、当時のこうした状況を踏まえ、障害は「個人と環境との関係で生ずるものであると考える」という捉え方を強調した。そして、能力障害を軽減することのみにすべての努力が払われ、それ以外に眼が向かないのは古典的な観点だと指摘した。さらに、国際障害者年のテーマである完全参加と平等にかんする論議は研究者や政治家の間で未成熟というよりも放棄されているような感があるとして、参加と平等の促進は一つ一つ模索していかななくてはならない状況だと今後の課題を述べている。

この課題は国際障害者年が終了した時点でも続いており、「これまでのわが国の障害児教育

学の研究を概観すると、近年障害を *impairment*, *disability*, *handicap* の三層で捉える考え方の援用例は見るものの、障害概念を直接的に検討対象とする教育学的研究は極めて不十分にしかされていない」という指摘は、谷口が懸念した現状がその後も続いてきたことをうかがわせる (茂木・平田・高橋, 1984)。

他方、政治においては、国際障害者年の終了後、1983年に始まった「国連・障害者の10年」やそれに伴う「障害者に関する世界行動計画」をきっかけに、日本は「障害者対策に関する長期計画」(1982年)、「障害者対策に関する新長期計画」(1992年)を発表した。そこに見られる障害・障害者観は、障害が「社会全般にかかわる基本的問題」(新長期計画)と捉える点で ICIDH を反映しているものの、「受益者負担」「自助の原則」は旧新変わらず強調されていた。つまり部分的に国際的な影響を受けているが、「社会連帯の字づらだけを拝借している」と考えられる状況だったのである (田中, 1999)。

ただ、こうした状況は研究の側では事情が異なっていた。70年代の障害児保育を牽引した発達保障論では、人間の発達には個人と社会、集団という3つの系があるとみなし、それぞれが関連を持ちながら発達・進歩・発展すると捉えられて研究が進められてきた。例えば田中 (1974; 2006) は、医療や教育から放置されると障害が固定し、さらに病気がでてきたりして生活上の「制約」が増える、といった「能力障害」の観点や、日本共産党の「障害者政策提案要綱」(1974)を引き合いに、障害者を弱者としてみるのではなく、社会的に不利な条件 (*handicap*) を持つ障害者に、社会生活や労働のために設備や条件を補完し、社会的な *handicap* を少なくすることが基本である、といった「社会的不利」の観点を含めている (p. 18; 203-205)。つまり、この「新しい」ICIDH の観点は、従来の発達保障論のうちにすでに含まれていたのである。

発達保障論にはもともと、障害の有無にかかわりなく、人間は基本的に共通の道すじを通して

発達するという観点がある（茂木，1982）。従って ICIDH モデルで障害を捉えるというより、どう ICIDH モデルを発達保障論に基づく保育で位置付けるかということが重要だった。当時の言葉を借りるなら、「教育はまずは能力と人格の発達の阻害を規定している個人レベルでの能力障害の軽減・克服を主要な課題としなくてはならないのである。（中略）社会的不利へのアプローチは基本的には障害者自身の自由な意思による選択とそれを制限したり保障したりする社会的諸条件に関わっており、あくまで間接的な作用であることを付言しておきたい。」というものだった（茂木・平田・高橋，1984）。

この節の内容を総じてみたい。ICIDH の障害モデルは国連が主導する国際障害者年をきっかけに、理念としては比較的速やかに広がった。その結果、従来は発達保障論のなかで語られるだけだった、障害に「能力障害」や「社会的不利」の側面があることを改めて確認させることとなった。ただ、これらの側面が再確認され、明確化されたとはいえ、社会的不利に対しての支援はよりマクロな政策、設備レベルのものとされ、少なくとも障害児保育や教育にとっては、あくまで間接的なものであり、直接的には能力障害への支援が中心に考えられた。とはいえ、ICIDH モデルの意味が無視されたわけではなく、後にその改訂版として ICF モデルが登場した時、巡回相談に直接的な影響を与えたと思われる。この点については主に 2000 年代以降を扱う予定の次稿で明らかにしたい。

4. 多面的な相談視点の形成

三山（2013）は障害児保育における巡回相談の歴史において、1980 年代から 90 年代半ば頃までを巡回相談が発展した時期と捉えている。その特徴を全体的に言えば、集団にいる障害児を基本的に個として丁寧に発達を掘り下げるといって、70 年代に始まった巡回相談のスタイルで実践が積み重ねられたと同時に、子どもの主体性の発達をう

ながす保育の重要性が認識され、そのような保育は何かと保育者自身も主体的に考えることが認識されていった時期だった。この節ではその捉え方を踏襲しつつ、そのような特徴が現れた背景や、そこから導き出せる巡回指導員の専門性について考える。

前節で見たように、WHO の ICIDH モデルは理念としては大きなインパクトを与えたが、70 年代の発達保障論の影響を受けた障害児保育の方向性やその実践を、批判的に捉えるまでのものではなかった。このため、80 年代の障害児保育や巡回相談の実践や報告では、70 年代の相談スタイルを維持しつつ、その蓄積の中で、子どもや保育者の主体性に気づいていくという流れが形成されたと考えられる。

このため、特に発達保障の用語に触れない文献でも、「アドバイザー（筆者注：巡回相談員）が担った目的は、まず第一に、障害児の観察と保育上の課題について助言をするだけではなく、対象児の発達状態に視点を当てて、乳幼児期全体の発達過程をきっちりと捉えようとするところにその狙いがある。」（田島，1986）や、「巡回指導の本来の役割は、（中略）障害児に対する保育所上の課題について相談を受け、助言、指導をすることである。（中略）保育園・幼稚園に就園している間に発達障害を疑われハピネスセンター（著者注：療育施設）に紹介された、就園中に把握されたグループには、巡回指導は障害児の発見および評価の場としての役割を果たしていた。」（松田，1993）に見られるように、個の発達を正確に捉え、評価することは巡回相談の第一の役割だと認識されるようになっていた。しかし同時に、三山（2013）が詳しく検証したように、「できる・できない」で障害児を捉えるのが障害児保育ではないという自覚も保育者や研究者に形成されていった時期でもあった（例えば村田，1986）。

もちろん、発達保障論の思想の流れを汲む巡回相談でも、障害児保育に対する捉え方が固定化していたわけではない。三山（2014）が指摘したように、70 年代はやや発達検査や発達の視点の導

入に相談の関心が偏る傾向が見られたが、80年代になると障害児保育の実践に対する理解が深まり、子どもの主体性や集団づくりにも焦点が当てられるようになった(茂木, 1982; 佐藤, 1983)。

すなわち、巡回相談の焦点を複合的に見据えたうえで、子どもの発達を正確に把握し、そこから見える発達課題を子どもの発達要求として捉え、その実現が保障できるように保育現場での支援を考える方向性にシフトしていった。その結果、発達保障論の思想は巡回相談に影響を保ちつつ、70年代から現在にまで至っている(例えば長島, 1984; 白石, 1996; 別府, 2006; 池添・白石・白石, 2014など)。特に「問題行動は発達要求のあらわれ」という言葉に代表されるように、人格発達の成長と絡めて子どもの主体性の発達がうながされる保育のあり方を探る、というその視点は、発達を個・集団・社会の3つの系を早くから内包していたからこそ、時代による障害観の変遷によらず、障害に対する有効な支援の軸として巡回相談に残り続けたのだろう。この点では、三山(2014)で概観した反発達論や治療保育の視点が、この80年代から90年代にかけての巡回相談の発展期にほとんど見られなくなったことと対照的だと言える。

もちろん、個の発達とその発達課題を中心に捉える相談のあり方に対して、疑義を投げかける動きが無かったわけではない。例えば澤(1982)は発達課題ばかりを問題にするのではなく、人生にとって発達のその時期に何が必要かを大事にする必要がある、と批判した。心理学は人間解析の学問ではなく、保育に役立つものでなくてはならない。子どもを客観的に分析し、評論家気取りで相談にのるのではなく、親や保育者の態度、子どもの見方などが根本的な問題である、とさらに澤は指摘している。また、津守(1983)も昔は科学的な心理学の体系を作れば、障害児保育も答えが出ると考えていたが、観察された行動は客体として主体と切り離せないのだから、それを切り離そうとする科学的思考法では、子どもたちの可能性を実現することはできないと指摘している。

また、同時に80年代は、発達に関心を持つ心理学だけでなく、臨床心理や精神保健などからも障害児保育やその相談のあり方にアプローチが見られ始めた。もともとは障害というよりも、心因性のものと考えられた問題行動や気がかりに対して、カウンセリングのアプローチがなされていた(例えば武田・白石, 1983; 小嶋, 1991)。しかし90年代の後半に発達障害やいわゆる“気になる子”が巡回相談の対象になっていったように、心因性との境界はあいまいで、90年代の前半には相談対象が重なり合う状況になっていた(例えば井原, 1992; 宮腰, 1993)。

このように80年代から90年代は発達に焦点をおく巡回相談が、能力障害への支援を念頭においた正確な発達評価に重点をおきつつも、多面的に相談の焦点を当てながら発展していったが、一方で、臨床心理や精神保健など、発達心理だけでなく専門性からも、障害児保育に対して相談のアプローチがなされ始めていた。その結果、次節に見るように、発達障害や気になる子にも次第に焦点があたるようになっていったのだ。

5. 気になる子の問題

“気になる子”という言葉はもともと文字通り、保育者が保育で気になる子であり、障害児を想定せずに使われていた言葉である。1980年代から保育関係の文献や書籍名に見られるようになった。例えば、本吉(1985)では「母親から離れられない」「おもらしして集団に入れない」「友達のことを家に持ち帰る」「おやつを欲しがる」などの事例が挙げられている。新沼(1992)では「急に泣くことが多くなった」「絵画に神経質で描きたがらない」「極端に動作が小さい」などが挙げられた。

しかし一方で、気になる子を情緒障害児という医学的理解で捉えたり(矢澤, 1986)、何より発達障害の文脈で語られたりすることが増えていった。1980年にアメリカ精神医学会が『精神疾患の診断・統計マニュアル第3版』(DSM-III)を発

表し、自閉症を認知能力の発達に根本的な障害がある発達障害として捉えて以降、気になる子を発達障害で捉える視点が次第に形成されていった（黒丸，1983）。日本でも1982年には気になる子に自閉症児が含まれているという指摘がなされ、脳機能の障害であり、治療指導こそが必要という認識が見られた（金子，1982）。

その結果、巡回相談をしている研究者によって、“気になる子”の相談が目立つようになったと報告されるようになっていった（浜谷，1989；浜谷・西本・長瀬・藤崎，1990）。その後のDSM-IV（1994年）やDSM-IV-TR（2000年）で、アスペルガー症候群やADHD、LDなどが発達障害であると規定されると、“気になる子”は「発達が気になる子」と医学の領域から語られるようになり、発達障害の予備軍あるいはそのものだという捉え方が急速に広まっていった（例えば石川・辻井・杉山，2002；田中，2004）。ただ、本稿が扱う90年代は保育でその理解が一般的だったわけではなく、“気になる子”を発達の観点から捉えるということに関心を持たれていた程度だった。

先に見たように、80年代は巡回相談の実践が蓄積し、的確に発達を捉えて発達課題を見出し、子どもの主体性をうながす保育が模索された時期であり、そのような保育を保育者が主体的に考える相談のあり方が求められた時期だった。発達の観点から捉えた“気になる子”も基本的にこの流れに沿って相談が行われていた。例えば心理科学研究会・太田（1990）では、「発達」という事実を「能力が高まること」という見方ではなく、活動の広がり、高まり、深まりとして捉える」（p.8）と捉えており、できる・できないの観点を排していた。また西本（1992）は気になる子を解明するうえで、その原因を子どもの中に固定的なものとして考えるのではなく、保育者との関係、生活場面の違い、保育観・発達観との絡みであるとして考える必要があるとした。発達の観点は重要だと捉えながらも、前述の澤や津守の指摘を補う視点で、障害児保育や巡回相談を捉えようとしていたのである。さらに、巡回相談は保育を指示する立

場にあるのではなく、その子ども全体を保育者と相談員がともに理解し合い、保育者が自ら明確化できる巡回相談が必要とされている、という理解がその頃には深まっていた（小池，1993）。

本稿で注目するのは、全国保育問題研究協議会（1991）において、障害児保育では軽い発達の遅れや何となくおかしいという子どもが入園してきている（田中，1991，p.21）という認識がされたうえで、大井（1991）が障害児保育では少なくとも次の2つが提供されるべきだと指摘した点である。それは「ひとつは自らがその一員として尊重される仲間、もうひとつはそれを通じて何かを学ぶことのできる活動」（p.268）を指していた。そのためには、障害児がクラスのさまざまな活動に他児とともに参加する状態を実現することに留まらず、仲間同士の学び合いや人間関係、育ちの特徴や他児への態度、他児の独創性や自主性、障害児に対する見方も検討する必要があるとした。巡回相談はそれらの見方を検討するための情報を、保育の現場に密着して提供するもので、その情報を保育の中で検証できる仕組みを備えているものとされた。

この大井の捉え方は、80年代に巡回相談の知見がさらに発展・深化したことで、後にICFで捉えるような「参加」につながる視点を生み出している点で興味深い。大井が巡回相談で検証されるべき情報だとしたものは、クラスをひとつの社会として捉えた場合のさまざまな側面だと捉えられる。少なくとも、政策や制度、設備などのよりマクロな視点の社会だけではなく、クラスをそれ自体ひとつの小さな社会として捉えている。つまり、巡回相談が“気になる子”を含む障害児保育を対象とする頃には、ICIDHで言うところの能力障害への対応だけをメインとするのではなく、社会的不利への対応もまた、障害児保育のメインとして支援することが可能だという視点が、相談で熟成されつつあったと考えられる。

当時、巡回相談そのものの活動を研究対象とした論文はほとんど無かった。そこで、間接的な検証や、三山（2013）での議論を下敷きにして、こ

うした視点の熟成の理由を推測するしかないのだが、能力障害への対応がメインという従来の立場だけでは“気になる子”の相談が増加する事態に対応できなかったこと、すでに「社会的不利」という観点がICIDHから提示され、実質はともかく概念そのものは明示化されていたこと、障害児保育と巡回相談の実践が蓄積し、保育現場や保育の専門性について一定の理解が深まっていたことなどが、その要因として考えられるだろう。また、この時期の気になる子の問題は、まだ明確に発達障害として保育や世間一般に認知されていたわけではなく、さらに明確に障害だと捉えられないことも多かったため、DSMの影響力にそれほど束縛されなかったという時代背景も、上記の視点の熟成に関与した可能性がある。

6. 専門家同士の“認識のずれ”に対する自覚化

1990年代に障害児保育の巡回相談に影響を強く及ぼしたものにコンサルテーションの概念がある。当時、山本(1986)によってコミュニティ心理学で導入されていたこの概念を、山崎(1990)が巡回相談で障害児保育を支援するための具体的な方法として論じて以来、90年代後半になると巡回相談をコンサルテーション活動として捉える文献が増えた(三山, 2013)。このコンサルテーション概念の本質的な側面のひとつは「相手の専門家としての社会的役割を尊重する」ことだとされている(山本, 1986; Caplan & Caplan, 1993)。東京発達相談研究会・浜谷(2002)は、巡回相談におけるこの関係を「対等で自由で協働的な関係」と捉えた。90年代の巡回相談の特徴は、巡回相談において相談員と保育者には認識のずれが生じることがあり、それがこのコンサルテーションの概念を通して、相談のあり方を問い直すきっかけとなったことにある。

もともと、この認識のずれ自体は80年代にも保育者、相談員の双方で意識されていた。例えば、全国保母会(1984)は障害児保育を進める必

要条件として、「心理・教育などの専門家においては、子どもの発達の観方や育て方において、かなり変わった意見を持っていることがあるので、直接子どもの状態を知っている保育者が、その意見をはっきり述べて、長期にわたり、共同研究の出来る専門家を選んでいくことがのぞまれる」(p. 10)と提案している。また逆に、楠(1984)によれば、障害児保育には①人間的共存を通しての総合的人格発達を図るという“触れ合い”教育の次元(A次元)と、②系統的情報を基に客観的の把握と判断を要し、手続き、方法、結果についてより責が負える“学習訓練”の次元(B次元)、という2つの次元があり、通常はこの2つの次元が程よい調和を保って人は子どもに接しているとしたうえで、自身の巡回相談員の経験によれば、このAかB、どちらかの次元に偏った保育現場では、もう一方の次元の話が排斥される傾向が強く、相談にらちがあかないことが多かったことを言及している。当時の時代背景を無視して、ここでその見解の可否を論じることは無意味だろうが、少なくとも相談員と保育者の間で認識のずれが生じることがあり、それは発達観や教育(保育)観といった認識であったことがわかる。

一方、90年代になると、この認識のずれに焦点を当て、よりよい相談になるヒントを見出そうとする研究が現れる。藤崎(1993)は相談員として、保育者に具体的な保育技術上のアドバイスをするよりも、観察した場面を相談者なりに解釈して普段保育者が気づかない子どもの姿を返すことのほうが、大きな意味を持つことに気づいた。これはコンサルテーションの概念を考えたCaplan(1970)が療育施設で障害児に直接治療するより、心理やソーシャルワーカーと話し合いを進めたほうが、子どもにより結果を生んだという経験と重なるところがある。藤崎はコンサルテーションに言及していないが、後に巡回相談にコンサルテーションを適用することの意義を提案する書籍に共同執筆しており、コンサルテーション概念との親和性の高さがうかがわれる(京発達相談研究会・浜谷, 2002)。

同様に、木原・伊藤・森山（1999）では、この認識のずれが生じる時は、回数が限られる巡回相談で相談員から得られるものは限られているという保育者の不満と密接な関係があることが自覚されている。従って、巡回相談における助言は保育を考えるきっかけに過ぎず、相談を通して保育者自身が保育上の問題を同定し解決する力量が持てるようになる相談が望ましいとした。コンサルテーションを描いた事例では、子どもの問題行動が課題ではなく、子どもの気持ちの無視、クラスの居場所のなさ、他児からの排斥といった保育の状況が課題であり、そこから園全体の保育内容や体制、子どもを取り巻く要因、園内の連携といった保育そのものの質を再確認する経緯が描かれた。そして、巡回相談の役割は保育の営みを対象化し、保育者の視点を問題行動から保育の質に変化させることだと結論づける。

この“認識のずれ”に対する藤崎と木原の違いは、ずれを相談のなかで活用するか、あらかじめ対処すべき課題として捉えるかの違いに過ぎない。むしろ相談を通じて保育者が自身の保育を振り返り、新しい視点を手に入れることができる相談のあり方を共通点として見出せる。80年代に捉えられた“認識のずれ”は、互いに相手が保育や発達をわかっていないと上から断じるものであったのに対し、90年代は互いに対等と見るコンサルテーションの視点が加わり、この認識のずれこそ、巡回相談が対等性を持ち得ていない証拠だとして捉え、結果的に前述の大井（1991）と同様の役割を見出した点に違いがあった。

7. 80年代から90年代の巡回相談が現在の相談にもたらす意義

本稿の分析から、1980年代から90年代の巡回相談は、歴史的には1970年型の相談スタイルが持続した時期として捉えられるにもかかわらず、その内部では静かに、しかし次の2000年代以降の時期につながる重要な変化があったことが明らかになった。

80年代当初はICIDHが示した3つのレベルのうち、障害児保育では「能力障害」への対応が直接的に求められるもので、「社会的不利」に関してはよりマクロなレベルでの対応や運動が間接的に求められるという理解が中心だった。しかし、障害児保育や相談の実践が積み重なり、コンサルテーションの概念が導入されたことによって、子どもや保育者の主体性を大事にする多面的な相談の視点が形成され、保育者の主体性の重視は相談者と保育者の対等性の理念と相まって、時折相談員と保育者の間に形成される“認識のずれ”の自覚から相談のありようを見直す原動力が生まれていった。

同時に、DSMの普及を背景に、明確な「能力障害」が捉えられない“気になる子”の相談が障害児保育のなかで増加したことで、集団の生活のなかで生じている「社会的不利」にも目が向けられるようになった。時期的にはWHOがICIDHを示したタイミング（80年代）からずれたものの、この「社会的不利」への対応も直接的に巡回相談の相談内容となる、という視点が熟成されていった。ただ、表面的には発達障害が大きくクローズアップされる2000年代前後まで、障害児保育の巡回相談は基本的に明確に障害児と診断された子どもに対して、比較的長時間丁寧に保育観察を行うといったものが主流で、1970年代に始まる相談の形式を踏襲していたのが、80年代から90年代の巡回相談だった（三山，2014）。

その意味で、発達障害児と気になる子とされる子が爆発的に増え、ひとつのクラスに数名、時には十数名いるような相談状況が生じてきている今、“気になる子”を発達障害の文脈から離れて、社会的不利が生じている（ICF風に言えば「参加」が実現できていない）状況として捉え、日常の保育を振り返ることや、保育環境を見直すことなどによって、子どもの発達を保障できるのではないかと考えることができた時期がごく短期間ながら存在したということは巡回相談の専門性を考えるうえで重要となるのではないだろうか。

赤木（2011）はDSM-IVの診断基準が契機と

なって、自閉症や ADHD, LD といった障害ごとに固有の障害特性があると一般的に考えられるようになり、この障害特性論が発達段階論にとってかわるようになった現状を指摘している。例えば自閉症だと DSM の診断基準に加え、実行機能や自己意識の特異性、感覚過敏などが障害特性として挙げられる。その結果、特別支援教育でも「発達段階に応じた教育」ではなく、「障害特性に応じた教育」が掲げられるようになったとしている。しかし、障害特性だけでは、個人内の能力間の連関を捉えることが難しいことも赤木は指摘している。このような状況は障害児保育でも生じているのが現状である。

その後 DSM-5 (2013 年) となり、障害の捉え方も適応の程度に応じて、重症度が変化するという観点から捉えられるようになった。反面、従来の広汎性発達障害のサブカテゴリーをまとめるかたちとなった自閉症スペクトラム障害 (ASD) には、感覚過敏が新たに診断基準に加わるなど、障害特性につながる基準が無くなったわけではない。

その結果、「障害特性に応じた配慮」を過度に追及して、誰もが同じ対応ができるようなマニュアルを作成し、未熟な加配保育士などにそれを必要以上に忠実に守るように求める保育現場も散見される。保育士不足が続き、臨時職員の割合が増えている現在、こうした現状がすぐに好転するわけではない。このような現場に巡回相談員として出会った時にこそ、相談員としての専門性が問われてくる。90 年代の気になる子の増加と、そこで見られた巡回相談の展開は、障害特性の観点に依存的にならずとも、その保育を ICIDH や ICF の枠組みで捉え、レベル毎に対応を考えていくことで、有効な支援が提供できることを示唆している。

また、「認識のずれ」に自覚的になることは、自らの相談がコンサルテーションにおける対等性をはかるバロメーターに成りうることを示唆された。現在、巡回相談は各地に広がっているが、相談員にフィードバックの機会があまり得られない

ことが課題のひとつとなっている。巡回相談に対する保育者の不満が「認識のずれ」であると一概に言えるわけではないが、秦野 (2009) が指摘したように、保育者が巡回相談に過度の期待を寄せるあまり、相談に納得できなければ深い不信感を持つという深刻な二律背反が生じることすらある。巡回相談のカンファレンスなどにおいて、相談員が一方的に見解を述べるのではなく、その都度理解をすり合わせながら、相談を進めていく必要が示されたと言えるだろう。

次稿では 2000 年代以降の ICF モデルの登場による影響と、それに関連して保育支援の概念が発展したことを中心に検討を行いたい。また、これまでの論考を総合して、巡回相談の専門性とは何か、一定の理解を得たいと考えている。

引用文献

- 赤木和重 (2011). 障害研究における発達段階論の意義：自閉症スペクトラム障害をめぐる 発達心理学研究, 22(4), 381-390.
- 荒木穂積・宮嶋邦明・荒木美知子 (1988). 日本の障害児保育の歴史と障害児保育研究の動向 障害をもつ乳幼児の発達と集団保育：昭和 60・61・62 年度科学研究費補助金 (一般研究 B) 研究成果報告書 京都府立大学女子短期大学部, 215-240.
- Bank-Mikkelsen, N. E. (1978). Misconceptions of the Principle of Normalization. *FLASH on the service for the mentally retarded*, III. Publication No. 44, Copenhagen: The Personnel Training School. (N. E. バンク・ミッケルセン 中園康夫訳 (1978). ノーマリゼーション (normalization) の原理 四国学院大学論集, 42, 143-160.)
- 別府悦子 (2006). 「ちょっと気になる子ども」の理解、援助、保育 ちいさいなかま社.
- Caplan, G., & Caplan, R. B. (1993). *Mental health consultation and collaboration*. San Francisco: Jossey-Bass.
- 藤崎春代 (1993). 第 5 章 気になる子どもに関する事例分析：大人間の評価のずれでゆれる子どもの姿 大場幸夫・山崖俊子 (編) 保育講座第 21 巻 保育臨床心理学 ミネルヴァ書房, 95-118
- 浜谷直人・西本絹子・長瀬秀子・藤崎春代 (1990). サブ特集 園においてちょっと気になる子 発達, 43, 70-95.

- 浜谷直人（1989）. 保育におけるちょっと気になる子：子どもと保育者のコミュニケーションの視点からの考察 障害児等保育研究, 4, 126-137.
- 秦野悦子（2009）. 保育巡回相談で出会う倫理問題とその対応 白百合女子大学研究紀要, 45, A83-A104.
- 池添素・白石正久・白石恵理子（2014）. 発達保障のための相談活動 全国障害者問題研究会出版部.
- 石川道子・辻井正次・杉山登志郎（2002）. 可能性ある子どもたちの医学と心理学：子どもの発達が気になる親と保育士・教師のために プレーン出版.
- 金子保（1982）. 幼児教育者のための教育相談新技法 気になる子どもの行動となおし方 田研出版.
- 小嶋謙四郎（1991）. 2章-Ⅲ 保育所の保育相談, 小嶋謙四郎（編）乳幼児の発達相談 医学書院, 113-118.
- 国際教育法研究会（1987）. 教育条約集 三省堂.
- 厚生省（1981）. 厚生白書（昭和56年版）.
- 黒丸正四郎（1983）. 自閉症の「ことば」について 音声言語学, 24, 165-170.
- 楠峰光（1984）. これからの障害児保育：特集 保育の問題を考える 教育と医学, 32(4), 412-422.
- 丸山美和子（2006）. 保育所保育における「発達診断・相談」の今日的意義と課題：発達相談員に求められる専門性を中心に 社会福祉学部論集（佛教大学）, 2, 79-93.
- 松田博雄（1993）. 東京都三鷹市における保育園・幼稚園に対する巡回指導について 小児保健研究, 52(1), 55-60.
- 宮腰孝（1993）. 統合保育における精神保健相談の意義について 宮城教育大学紀要第2分冊（自然科学・教育学）, 28, 133-140.
- 三山岳（2014）. 障害児保育の巡回相談における専門性の歴史的検討（その1）発達保障論と階層一段階理論との関連から（1960～70年代） 愛知県立大学教育福祉学部論集, 63, 89-97.
- 三山岳（2013）. 障害児保育における巡回相談の歴史と今後の課題 京都橘大学研究紀要, 39, 135, 185.
- 茂木俊彦（1982）. 障害児の発達と保育 青木書店.
- 茂木俊彦・平田勝政・高橋智（1984）. 障害概念の教育的検討 人文学報（東京都立大学）教育学, 19, 101-137.
- 本吉圓子・藤本通代・坂詰宏美（1985）. 気になる子との接し方 事例研究 気になる子との接し方 幼児と保育, 31(8), 30-37.
- 村田保太郎（1986）. 障害児保育への道 統合保育の理論と実践 社会福祉法人全国社会福祉協議会.
- 長島瑞穂（編著）（1984）. 子どもの発達相談一目と手で支える保育の心— 創元社.
- 内閣府（2015）. 障害者白書（平成27年度版）.
- 中園康夫（1981）. 「ノーマリゼーションの原理」の起源とその発展について：特に初期の理念形成を中心として（障害者福祉研究の課題） 社会福祉学, 22(2), 89-111.
- 日本子どもを守る会編（1981）. 子ども白書1981年版 草土文化.
- 新沼美津江（1992）. ちょっと気になった子と私の対応：特集 どうする？ ちょっと気になる子 幼児と保育, 38(9), 22-27.
- 佐藤久夫（1992）. 障害構造論入門：ハンディキャップ克服のために（障害者問題双書） 青木書店.
- 澤文治（1982）. 気になる子ども 心理学的見方と指導 誠文堂新光社.
- 心理科学研究会・太田令子ほか（1990）. 僕たちだって遊びたい：障害児・気になる子の遊びを見つめ直す 萌文社.
- 白石正久（1996）. 発達の扉（下）：障害児の保育・教育・子育て かもがわ出版.
- 田島昌子（1986）. 保育園における統合保育の実践：障害児保育・保育アドバイザーの試み 小児の精神と神経, 26(3), 233-243.
- 田辺敦子（1981）. 障害児保育・治療保育, 岡田正章・森上史朗（編）保育研究の進歩 81年度版 医歯薬出版株式会社, 244-253.
- 田中昌人（1974; 2006）. 復刻版 講座発達保障への道 ②夜明け前の子どもたちとともに 全国障害者問題研究会出版部.
- 田中俊雄（1999）. 障害者福祉と「障害観」「障害者観」の研究 大垣女子短期大学研究紀要, 40, 15-28.
- 田中康雄（2004）. わかってほしい！ 気になる子：自閉症・ADHDなどと向き合う保育 学研.
- 谷口政隆（1982）. 第9章 今後の展望と課題 宮下俊彦・佐々木正美・谷口政隆（編）障害児保育の基礎：療育的保育とコミュニティ・ケアの発展のために 医歯薬出版, 287-301.
- 東京発達相談研究会・浜谷直人（編著）（2002）. 保育を支援する発達臨床コンサルテーション ミネルヴァ書房.
- 津守真（1983）. 障害児保育現象論（講義要旨）：第21回御殿場コロニー・セミナー報告 教育と医学, 31(12), 1165-1182.
- 鶴宏史（2012）. 保育所・幼稚園における巡回相談に関する研究動向 帝塚山大学現代生活学部紀要, 8, 113-126.
- World Health Organization（1980）. International Classification

- of Impairments, Disabilities, and Handicaps, Geneva, World Health Organization.
- 山本和郎 (1986). コミュニティ心理学：地域臨床の理論と実際 東京大学出版会.
- 山崎史郎 (1990). 障害児統合保育における心理学的援助の方法について：コンサルテーション概念を援用して社会福祉研究所報 (熊本短期大学付属社会福祉研究所), 18, 35-49.
- 矢澤圭介 (1986). III—第13章 どうしてあの手この手が必要なのか 西野泰広・田島啓子・田島信元・手島茂樹・田嶋善郎 (編著) ちょっと気になる子どもたち 福村出版株式会社, 172-183.
- 全国保母会 (1984). 障害児保育をすすめるために：障害児保育をすすめる上での必要条件に関する調査報告 全国社会福祉協議会.
- 全国保育団体連絡会・保育研究所編 (1981). 保育白書 1981 草土文化.